

奨学生の心得

公益財団法人 ニビキ育英会

1. 奨学金の適正な活用について

当会設立の趣旨（別紙「公益財団法人ニビキ育英会について」を参照）をよく理解し、奨学金の適正な活用を図り、悔いのない学生生活を送るよう心がけねばなりません。

※「公益財団法人ニビキ育英会について」は、書類選考結果の通知と一緒に渡ししています。

2. 奨学生の義務について

■ 提出義務

<在学時>

3月中旬頃に「**奨学金受給継続のための提出書類について**」の文書を事務局より送付します。

下記3点の書類を、必ず指定された期日（毎年4月15日頃予定）までに事務局に提出しなければなりません。

なお、成績証明書は学校によっては発行に時間がかかる場合があるので、事前に準備をしておいてください。

学年末における 学業成績証明書	<ul style="list-style-type: none">・学校印のあるもの・コピー不可 <p>※ 成績証明書以外の証明書は不可です</p>
住民票	<ul style="list-style-type: none">・省略事項のない、生計を一にする家族全員のもの・発行日から3か月以内のもの・コピー不可 <p>※ 本籍、住民票コード、個人番号については省略可。 <u>縫柄や世帯主が省略されている住民票を提出される方が多くいます。</u> <u>取得時と提出時によくご確認ください。</u></p> <p>※ 兄弟で弊会奨学生であり居住地が同じといった場合でも、各々提出が必要です。 ※ 遠方の学校へ通学のため1人暮らしをしている大学生などで、実家と住民票を別にしている場合は、実家とご自分の両方の住民票が必要。</p>
他の奨学金に関する 確認書	<ul style="list-style-type: none">・確認書の用紙は、当会から送付する提出依頼文書に同封 <p>※ 併給が認められない他の奨学金を受給していないこと、受給予定がないことの確認書です。</p>

<卒業時>

（大学生・高等専門学校生）卒業年度の1月中旬頃、（高校生）卒業年度の2月下旬頃に「**進路報告書提出について**」の文書を事務局より送付します。回答書（「**進路報告書**」）の用紙もあわせて送付しますので、必ず指定された期日までに返送してください。

「**奨学金受給継続のための提出書類**」「**進路報告書**」とともに正当な理由なく提出がない場合は、奨学金の支給の停止、または奨学生の資格喪失となる可能性がありますのでご注意ください。

■ 届出義務

下記のいずれかに該当する場合は、所定の方法により当会へ必ず届け出てください。

「異動届」の提出が必要となった場合は、該当事由発生の**2週間以内**に「異動届」を提出しなければなりません。

「異動届」は**3種類**あります。該当する届出事項の様式に記入し提出してください。

また、異動届と併せて添付書類が必要な場合がありますので忘れず提出してください。(添付書類に関して参照)

(注) 届出事項の発生がわかった時点で、当会に事前に連絡(4頁 7.連絡先一覧 参照)をお願いします。

(1) 当会に登録した情報等 (改姓、住所、電話番号、振込口座等) に変更があったとき

(2) 留学するとき

(3) 休学するとき

(4) 留年するとき (最短修業年限で卒業できないことが確定したとき)

(5) 復学または留学からの復活をするとき

(6) 退学するとき (学籍を失うとき)

(7) 学校より停学等懲戒処分を受けたとき

*懲戒処分の内容により、奨学生資格の継続となるか辞退扱いとなるか、当会が個々のケースで判断いたします。

(8) 転入学・編入学・転学部(科)することが決まったとき

(9) 併給が認められない他の奨学金を受給することが決まったとき

(10) 当会の奨学金の受給を辞退するとき

(11) お母様がお亡くなりになったとき *まず弊会にご連絡ください、父親の被扶養者なる場合などは奨学生資格を喪失します

(12) その他、当会が必要とする事項について届け出または報告を求めたとき

添付書類に関して

*休学など、休学時と復学時にそれぞれ異動届や添付書類の提出が必要な場合があります。

届出事項	様式	欄	必要添付書類・備考など		
(1) 当会に登録した情報等の変更	異動届1	①②	住所変更(本人・実家)(注3)	住民票(コピー不可)	(注1)
		③	電話番号変更	不要	
		④	改姓(本人・保証人)(注3)	住民票(コピー不可)	(注1)
		⑤	奨学金振込先変更	キャッシュカードまたは通帳のコピー	
(2) 留学	異動届3	⑫	留学が確認できる書類 例: 入学許可書のコピーなど	*帰国後に、異動届2「⑧復活」と在学証明書を提出 *休学留学の場合は、住民票も提出	
(3) 休学	異動届2	⑥	不要	*復学時に異動届2「⑧復学」、住民票、在学証明書を提出 *休学に伴い留年となる場合は、「⑦留年」欄にも記入	
(4) 留年	異動届2	⑦	不要	*進級時に、「奨学金受給継続のための必提出書類」とあわせて在学証明書も提出	
(5) 復学または留学からの復活	異動届2	⑧	復学 住民票(コピー不可・休学からの復学者のみ)(注1)	在学証明書(コピー不可)	
		⑨	復活 住民票(コピー不可・休学からの復活者のみ)(注1)	在学証明書(コピー不可)	
(6) 退学	異動届2	⑨	不要		
(7) 停学等懲戒処分	異動届2	⑩	不要	*復学となる場合は、懲戒期間終了後に 異動届2「⑧復学」と在学証明書(コピー不可)を提出 *当会の判断により奨学生の資格喪失となる場合は、 異動届2「⑪辞退」欄に記入して提出	
(8) 転入学・編入学 転学部(科)	異動届3	⑬	転入学・編入学など、変更が確認できる書類 例: 転入学・編入学後に取得した在学証明書(コピー不可)など *変更先等に条件有り(注2)		
(9) 併給が認められない 他の奨学金の受給が決定	異動届2	⑪	不要	*「⑪辞退」欄に記入 *当会と他の給付型奨学金が重複受給となる期間があれば、該当期間の奨学金を返納が必要(注4)	
		⑫	不要		
(10) 辞退	異動届2	⑪	不要		

！ 注意事項 ！

【注1】住民票は省略事項のない、生計を一にする家族全員のもので、かつ発行日から3か月以内のもの。

ただし、本籍、住民票コード、個人番号については省略可。コピー不可。

縫柄や世帯主が省略されている住民票を提出される方が多くいますので、ご注意ください。

【注2】当会では転入学・編入学・転学部（科）先において、海外の大学、大学校、短期大学、専修学校、通信教育課程、定時制課程、別科など対象外となる学校や科があります。

これらの学校へ転入学・編入学となった場合は辞退扱いとなり、当会の奨学生資格は喪失します。

また、編入学は現在の大学に在学中に編入先に合格し、空白期間なく編入学する場合のみ認めます。

個々の状況により奨学生の資格の継続・喪失は異なりますので、まずは事前に当会にご連絡ください。

【注3】当会に登録の奨学金振込銀行口座が姓の変更者の名義の場合は、銀行口座にご登録の姓の変更も必要です。

姓を変更後のキャッシュカードまたは通帳のコピー（口座番号およびお名前がわかる箇所）を異動届と一緒に送付してください。

銀行口座も変更となる場合は、**異動届1「④改姓」と「⑤奨学金振込先変更」**の両方に記入してください。

* 母(保証人)の再婚による改姓、母(保証人)が福岡県外に転居となった場合は奨学生の資格は喪失します。

この場合、**異動届2「⑪辞退」**欄にその旨記入し提出、異動届1や添付書類の提出は不要です。

(3.奨学生の資格喪失について参照)

【注4】当会と併給が認められない給付型の奨学金の受給が新たに決定し、返納が生じる場合とは…

例：現在、5月。ニビキの奨学金を4月分まで受け取っているが、6月から新たな支給先より給付型奨学金を受給するのでニビキを5月に辞退予定（ニビキの5月分奨学金は受け取らない）。

新たな支給先より、4月から6月分の奨学金がまとめて6月に支給される。

ニビキの奨学金を4月分受け取っているので重複受給している4月分の奨学金をニビキに返納。

3. 奨学生の資格喪失について

下記の事由に該当する場合は奨学金の支給を打切り、当会奨学生の資格を喪失します。

① 福岡県内に生活の本拠地を有しなくなったとき、または母子家庭でなくなったとき
(母親は福岡県に居住、奨学生は大学進学のため福岡県外に居住は可。)

② 正当な理由なく **2. 奨学生の義務について**の提出義務・届出義務を怠ったとき

③ **高校・大学進学**後に当会と併給が認められない他の奨学金を受けたとき

④ 傷病などのために、修業の見込みがなくなったとき

⑤ 学籍を失ったとき（ただし、当会が認める転学・編入学を除く）

⑥ 学業成績または品行が著しく不良になったとき

⑦ 奨学金の使途が適当と認められないとき

⑧ 在学する学校で懲戒処分を受け、当会より奨学生として不適格であると判断されたとき

⑨ 当会の問合せなどに対し応答がないとき

⑩ 奨学生より辞退の申し出があったとき

⑪ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

4. 奨学金の返納について

「3. 奨学生の資格喪失について」のいずれかに該当することが判明したときは、該当月以降に給付されていた奨学金を返納しなければなりません。

5. 奨学金の一時停止について

以下に該当する場合は、奨学金の支給を一時停止します。

①②の場合は、復学時に異動届および必要添付書類を提出した後に支給再開。

③の場合は、進級時に「奨学金受給継続のための提出書類について」および在学証明書を提出した後に支給再開。

①留学したとき *ただし、日本で単位が認められる交換留学等の場合は除く。

②休学したとき

③留年したとき

④停学等懲戒処分を受けたとき

*懲戒処分の内容により、奨学生資格の継続となるか辞退扱いとなるか、当会が個々のケースで判断いたします。

6. 提出物を郵送する際の注意点

現在、日本郵便では土日祝日の普通郵便の配達が行われておりません。

また、翌日配達も廃止となっています。(ポストに投函後、早くとも翌々日以降の配達)

当会の提出物は、基本的に提出締め切り日必着となっております。

お住まいの地域によって到着日数が異なりますので、余裕をもって提出、もしくは到着日数をよく確認してから郵送にて提出してください。

7. 当会への連絡先 一覧

〒805-0019 北九州市八幡東区中央2丁目24-5 (芳賀ビル401号室)

公益財団法人 ニビキ育英会・事務局

固 定 電 話 093-661-3790

携 帯 電 話 090-9365-5485 (奨学生専用。ショートメッセージ可。)

受付時間 9時～16時 (土日祝日、年末年始は除く。その他臨時閉局あり)

メールアドレス **nibiki-ikueikai-02@wonder.ocn.ne.jp** (奨学生専用)

* 上記アドレスは、パソコンもしくはスマートフォンのみ使用可能。

* 件名もしくは本文に、必ず「**令和〇年度 大学・高校奨学生 ○○(氏名)**」と記入。**(年度は採用年度)**

* メール送信後、数日経過しても(土日祝日、年末年始除く)当会から返信がない場合は、お手数ですがお電話にて連絡をお願いいたします。

奨学生の心得や異動届用紙などは、卒業するまで大切に保管してください。

異動届の用紙が不足した場合は、当会のホームページからダウンロードのうえ印刷が可能です。



<https://nibiki-ikueikai.or.jp/>